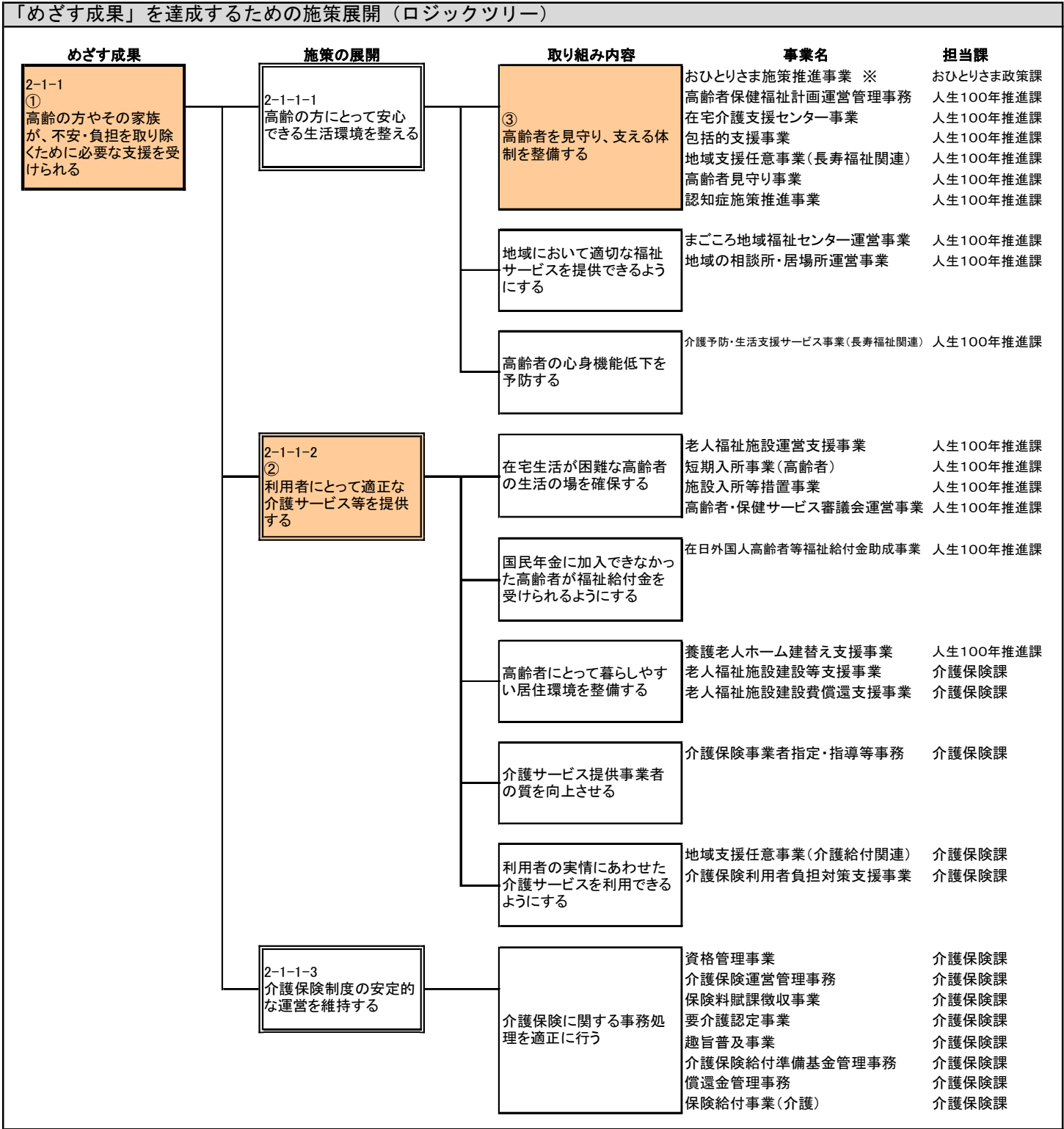


令和３年度「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート		
健康領域	人の健康	
基本目標	2	一人ひとりがささえの手を実感できるまち
個別目標	2－１	高齢の方や障がいのある方への支援を充実する
めざす成果	2－１－１	高齢の方やその家族が、不安・負担を取り除くために必要な支援を受けられる
	2－１－２	障がいのある方が地域の中で自立した生活を送っている



所 管 部		健康福祉部				
【成果を計る主な指標】						
指標の名称		前期基本計画期間（Ｒ１～Ｒ５年度）				
		計画当初値	実績値 （Ｒ１）	実績値 （Ｒ２）	中間目標値 （Ｒ３）	最終目標値 （Ｒ５）
①	介護を必要とする人が安心して暮らしていると思う市民の割合	４９．４％			５４．５％	５６．５％
②	介護サービス利用者の満足度の割合	６８．１％		６８．５％	７３．１％	７５．１％
③	認知症サポーターとなっている市民の割合	５．０％	７．０％	７．３％	１０．０％	１３．０％

【令和２年度までの主な取り組み内容及び今後の方針】		
施策の展開	主な取り組み内容	今後の方針
高齢の方にとって安心できる生活環境を整える	■主に、高齢のひとり暮らし等の市民が抱える終活に関する精神的な不安を解消するため、終活コンシェルジュによる個別相談を実施し、平成30年6月のリニューアル以降は、月平均17件の相談を受け付けました。また、終活に関する周知啓発として、令和元年度は保健福祉センターホールを会場とした終活講演会（定員400人の会場が満員）の開催や、市職員による終活に関する講習会を11回開催しました。令和２年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、講演会等の回数は3件と減少しましたが、自宅で気軽に終活に取り組める企画として「やまと終活クイズ」を定期的に実施し、各回平均して70～80人の方が参加しました。 ■高齢の方の総合相談窓口である地域包括支援センターでは、コロナ禍において相談件数（R2年度：75,422件）が増加する中、感染予防に努めながら対応しました。 ■認知症についての正しい知識を習得して認知症の人や家族を応援できるようにすることを目指す認知症サポーター養成講座を開催しました。 ■ひとり暮らしの高齢の方に向けて、高齢者見守り（緊急通報）システムを設置（R2年度利用者数:682人）することで、在宅高齢者の日常生活における不安の解消に努めました。 ■徘徊をする高齢の方が法律上の賠償責任を負った場合の介護者の負担を軽減するため、はいかい高齢者個人賠償責任保険に加入（R2年度対象者：464人）しています。	■新型コロナウイルス感染症に係る不要不急の外出自粛が求められている現在の状況において、電話による個別相談の実施や、「やまと終活クイズ」の発行など、終活に関する情報の発信や周知啓発を図っていきます。また、アンケートによるおひとりさまの実態調査を実施することで、おひとりさまのニーズを把握し、おひとりさま同士がつながることのできる場を提供するなど、おひとりさまがひとりぼっちにならないようにする施策を実施していきます。 ■地域包括支援センターについては、国が示す評価指標による評価を行い、PDCAサイクルに基づく機能強化を図ります。 ■引き続き、認知症サポーター養成講座の他、地域で活動できるサポーターとなることを目指す認知症サポーター育成ステップアップ講座も開催し、要介護高齢者等とその介護者の支援の一助となるように努めます。 ■高齢者見守り（緊急通報）システム等での見守りは、在宅高齢者等を見守る上で、欠かせない事業になっており、今後も必要時に適切な支援を提供できる体制に努めていきます。 ■引き続き、はいかい高齢者個人賠償責任保険等により、認知症の方やその家族が安心して暮らせるよう務めていきます。
利用者にとって適正な介護サービス等を提供する	■介護者の不在等により一時的に在宅生活が困難となった高齢の方に対して、短期入所できる養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを確保しました（利用延べ人数：20人）。 ■経済的及び環境上の理由等により、在宅での養護や介護サービスの利用が困難である高齢の方に対して、老人福祉法に基づく措置を実施（新規措置者数：4人、年度末措置者数：16人）しました。 ■社会福祉法人が老人福祉施設を建設する際の借入金について、借入金返済の補助を行いました。（（R2年度）3法人：393万3千円） ■介護事業者への指導や、介護保険サービス審議会を実施しました。（令和2年度は感染症のまん延防止のため、訪問による実地指導を見合わせ、書面による指導を実施しました。） ■給付適正化のため、ケアプラン点検、給付費通知の発送などを行いました。また、低所得者支援としてグループホームの家賃助成、社会福祉法人への補助などを実施しました。	■一時的に在宅生活が困難となる高齢の方に対する短期入所は、緊急時に利用する制度であり、円滑な受け入れ態勢が必要となるため、継続して整備に努めてまいります。 ■引き続き、措置を必要とする高齢の方の適切な処遇の確保に努めてまいります。 ■令和2年度は事業所の応募がなかったため、建設費に対する補助はありませんでしたが、令和3年度には看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備し、介護サービスの充実を図ります。 ■コロナ禍の状況を注視しながら、介護サービス提供事業者の質の向上に努めてまいります。 ■コロナ禍の状況を注視しながら、引き続き給付の適正化を図るとともに、低所得者が安心して介護サービスを利用出来るよう進めていきます。
介護保険制度の安定的な運営を維持する	■適正・的確な被保険者の資格管理に基づき、迅速かつ正確な要介護認定、適正かつ公平な応分負担に基づく保険料賦課、適正かつ低所得者の負担軽減にも配慮した保険給付を実施しました。 ■令和3年度が初年度となる第8期介護保険事業計画を作成することで、今後3年間の本市介護保険運営の基本方針と、目指す姿の実施に向けた各種施策を策定しました。 ■パンフレットの作成や広報媒体への掲載、どこでも講座の実施などにより、介護保険制度の趣旨普及を行いました。 ■介護保険給付準備基金、及び償還金を適切に管理しました。	■すべての介護保険に関する事務処理について、引き続き適正かつ的確、着実に実施していきます。

※連携の事例	事務事業	関係する課	取り組み内容
	おひとりさま施策推進事業	担当課：おひとりさま政策課 関係課：健康福祉総務課、医療健診課、健康づくり推進課、介護保険課、人生１００年推進課、市民活動課、市民相談課、市民課、図書・学び交流課	高齢のひとり暮らしの方などを対象にして保険・医療・福祉などの幅広い分野に関する様々な疑問を例示しながら、それらに対応する相談窓口（担当課等）を紹介する「生活お役立ちガイド」を作成し、おひとりさまなどが、自身でも利用可能な支援や相談できる窓口の情報を効率的に取得できるようにしています。